



あそべるとよたプロジェクト  
**ペDESTリアンデッキ広場**  
**飲食等運営事業者（出店者）募集します！**

一般社団法人TCCMは、あそべるとよた推進協議会より平成30年度のペDESTリアンデッキ広場の運営事業者として承認を受けました。ついては、ペDESTリアンデッキ広場で物品販売や飲食等の自主事業を行いながら同広場の運営補助をしていただける事業者（出店者）を募集します。



**募集(問合せ・応募先):**

一般社団法人TCCM

〒471-8506 豊田市小坂本町1-25

電話 0565-33-0002 (豊田まちづくり内 中井)

E-MAIL info@chukatsu-toyota.com

**応募用紙の入手はWEBから**

豊田市中心市街地活性化協議会 <http://chukatsu-toyota.com/>

あそべるとよたプロジェクト <http://asoberutoyota.com/>

とよたまちなかWEB（一社）TCCM

<http://www.toyota-machinaka.com/flyer/archives/category/tcmm>

ペDESTリアンデッキ広場運営主催：

**あそべるとよた推進協議会**

構成員：豊田市中心市街地活性化協議会（一般社団法人TCCM）

崇化館地区区長会、豊田市駅前開発株式会社、豊田市駅前通り南開発株式会社

豊田市駅東開発株式会社、豊田まちづくり株式会社

豊田市（公園課、商業観光課、土木管理課、都市整備課）

事務局：豊田市（商業観光課）

## 1. 公募内容

| 項目        | 実施内容  |
|-----------|---|
| 1 公募対象    | 来街者がくつろげるような魅力的な空間づくりと、広場の維持管理や広場貸し出しの補助業務を行うと共に、広場内での飲食事業・飲食物品販売事業等の自主事業による収入で、自立した運営体制を構築できる事業者(出店者)とする。  |
| 2 採択数     | 1件程度  |
| 3 実施期間    | <p><b>2018年4月下旬～2019年3月31日(日)</b></p> <p>2018年4月末までには飲食事業をスタートしてください。</p> <p>上記の期間中、原則毎週5日以上実施とします。(応募用紙にて提案してください)</p> <p>設置物の設置日、撤去日は協議会に相談してください。</p> <p>ペデ広場使用に関する覚書等を締結します。</p>  |
| 4 実施時間    | <p><b>準備・片づけも含め7:00～23:00を最大として想定</b></p> <p><b>営業開始時間は、7:00～12:00内に設定してください。</b></p> <p><b>営業終了時間は、19:00～22:00内に設定してください。</b></p> <p>実施時間の最終決定は、採択後、協議会と、関係機関の協議により決定します。</p> <p>営業日は、原則同一の営業時間としてください。(応募用紙にて提案してください)</p>  |
| 5 事業者の役割  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 閑散期を含めたまちなかのにぎわいづくり</li> <li>2. 物品販売や飲食事業等の実施</li> <li>3. 自主事業やイベント誘致、協賛などによる財源確保</li> <li>4. 机・椅子、植栽などの設置による広場の空間演出</li> <li>5. 清掃・植栽の手入れなどの日常管理</li> <li>6. 広場貸し出し業務・現場対応</li> </ol>  |
| 6 応募条件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が採択された場合、主たる事業の営業は責任を持って事業者が行えること。</li> <li>原則、出店権利のまた貸しを禁止します。</li> <li>・あそべるとよたプロジェクトの趣旨に合っていること。</li> <li>・公序良俗に反する事業内容でないこと。</li> <li>・企画から事業の実施・運営までを責任を持って行える団体やこれらの連合体であること。</li> <li>・原則、豊田市に事業所がある事業者であること。</li> <li>・Eメールによる連絡が可能であること。(協議会からの連絡はEメールで行うため)。</li> <li>・売上げ、客数等を公表すること。(あそべるとよた推進協議会で報告します)</li> <li>・暴力団又は暴力団員でないこと。</li> <li>・暴力団関係者と密接な関係を有しない個人・団体であること。</li> <li>・政党その他の政治団体等の政治活動、布教その他の宗教上の活動を目的としないこと。</li> </ul> |
| 7 事業(出店)料 | <p><b>売上げの10%(税別)、1ヶ月単位でTCCMにお支払いください。</b></p> <p>支払日等は双方で話し合いの上決定します。※電気や給排水等インフラの使用料は、広場使用料に含みます。</p>   |
| 8 設備投資等   | <p>「4. 飲食等事業者利用施設について」に記載のある設備、仕様以外は、事業者が用意・費用負担してください。事業費の助成はありません。すべて事業者の負担にて実施してください。実施期間終了後は原状回復が必要です。</p>  |

## 2. 出店に関わる各種手続き・ルール

・明記していない事項については、協議会と事業者が協議の上、別途定めます。

| 項目     | 内容  |
|--------|---|
| 1 出店前  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品や店舗装飾については、事前に協議会にご相談ください。</li> <li>・店舗スペース内の床面の養生を行い、終了時まで店舗スペースが清潔に保たれるようにしてください。</li> <li>・周囲の美観を損なう、風紀を乱す行為は禁止です。</li> <li>・ユニフォームやお揃いのエプロンなど、来街者にスタッフだとわかる工夫をしてください。</li> </ul> <p><b>【飲食事業の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>応募前に事業内容を、協議会及び所轄保健所(豊田市保健衛生課)に相談してください。</u><br/>(採択後も、事業内容を変更する場合や、誘致イベントに飲食事業が含まれる場合は、事前相談をしていただきます。)</li> <li>・火気を使用する場合は、消火器を1本以上用意してください。</li> <li>・メニュー看板や厨房設備等、出店に必要な備品・設備は各自でご用意ください。なお、内容によっては設置をお断りすることがありますので、事前に協議会へ相談してください。</li> <li>・食中毒に関する対策のため、事業者でPL保険(生産物賠償責任保険)に加入してください。</li> </ul> <p><b>■事前にTCGMへ提出するもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>所轄保健所へ必要な食品営業許可を申請・取得し、営業許可証の写しをTCGMへ提出してください。</u></li> <li>・許可を得ていない場合は、出店を取り消す場合があります。ご注意ください。</li> <li>・食品営業許可等の申請料金は事業者の負担となります。</li> <li>・<u>食中毒に関する対策のため、PL保険(生産物賠償責任保険)等へ加入し、証書の写しを協議会へ提出してください。</u></li> </ul> |
| 2 出店期間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミは適正に分別し、処理してください。会場内にゴミ箱を設置する場合は、ゴミが溢れるなど、美観が損なわれることがないようにしてください。</li> <li>・会場内で発生したゴミや不要になった備品は、必ず事業者が持ち帰り、ペデ広場及び周辺に残さないでください。</li> <li>・食中毒や感染症、事故や苦情等が発生しないように十分注意してください。</li> <li>・出店に際して生じたトラブルについては、事業者が一切の責任を負うものとします。不慮の事態が発生した場合は、協議会と協議の上、対応してください。</li> <li>・商品などの管理、保護については事業者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、協議会はその損害を補償しません。</li> <li>・閉店時は施錠等管理し、盗難やいたずら被害の防止に配慮してください。</li> </ul>  |
| 3 撤収時  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食物等によりペデ広場や周辺が汚れた場合は、事業者が責任をもって清掃してください。</li> <li>・コンテナは原則、原状復旧(当初の状態に復旧)してください。</li> <li>・ペデ広場及び周辺の施設・設備をき損または滅失したとき、事業者の責任において、原状復旧してください。</li> <li>・事業者の原因で大きな問題が発生した場合は、事業期間途中であっても中止・撤去に従ってください。</li> </ul>   |

### 3. ペDESTリアンデッキ広場について

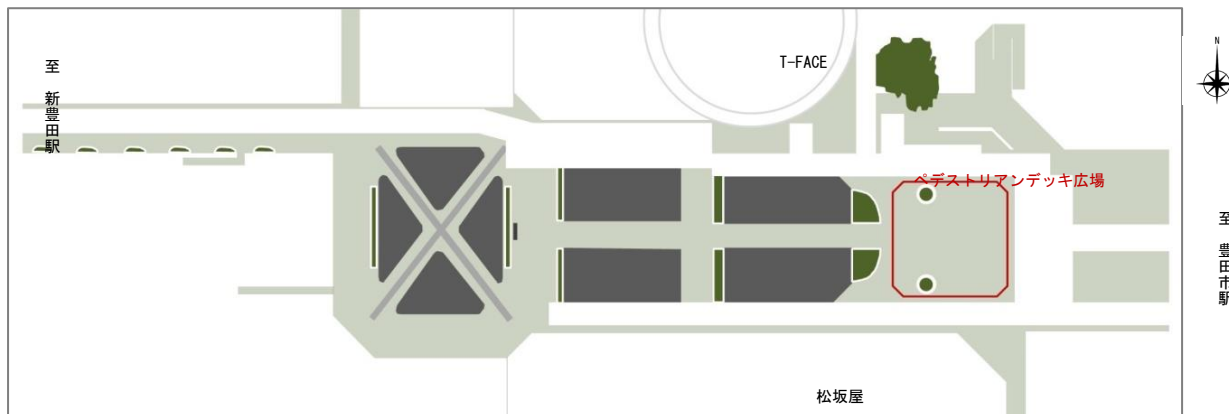
#### (1) 位置や面積など

名称: ペDESTリアンデッキ広場(管理者: 豊田市 都市整備課)

位置: 豊田市若宮町(名鉄豊田市駅西側ペDESTリアンデッキ)

面積: 約 400 m<sup>2</sup>(約 20m×20m)

既存設備: コンテナ、倉庫(予定)、給水・排水設備、電源、散水栓(詳細は P9 参照)



#### (2) 広場内の利用可能なエリア

##### A: 事業者利用エリア

- ・全体の約 1/2
- ・事業者が自主事業を実施するエリア。
- ・自主事業のために客席等を専有する場合は、このエリア内のみとしてください。(飲食の予約席など)

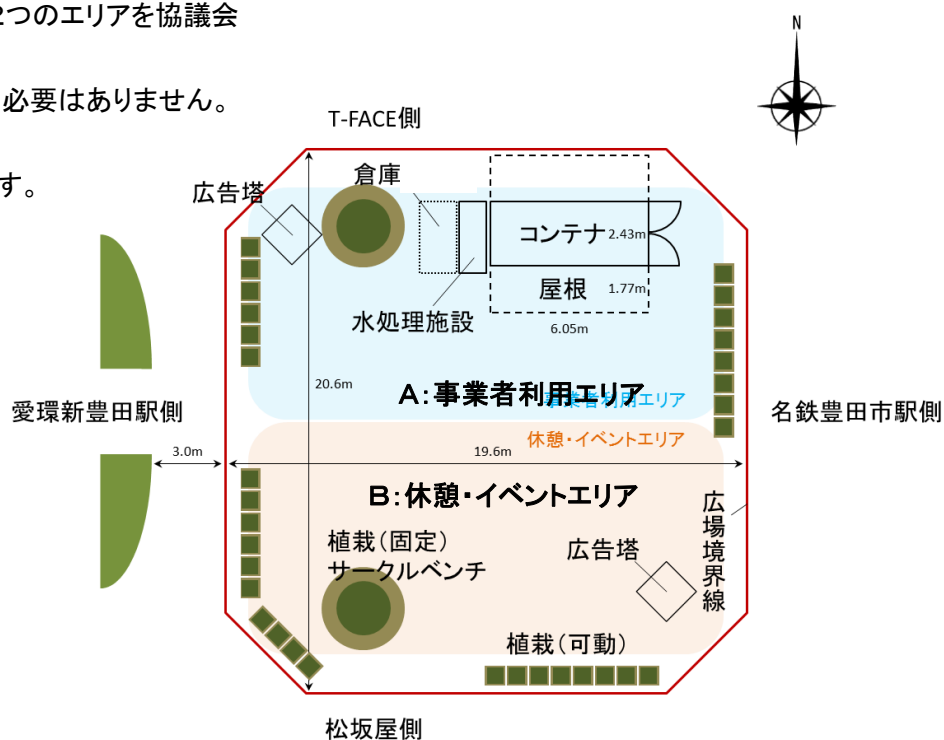
##### B: 休憩・イベントエリア

- ・全体の約 1/2
- ・来街者の休憩兼広場貸し出しエリア。
- ・事業者が、エリア全体の空間を演出し、管理・運営することができます。
- ・事業者から提案内容を踏まえ、これらの2つのエリアを協議会と事業者にて調整します。

※A、B間には、境界となるものを設置する必要はありません。

ゆるやかに分節してください。

※施設賠償責任保険は協議会で加入します。



## 4. 飲食等事業者利用施設について

### (1) 既存のインフラ・設備について

- ・コンテナ、倉庫(予定)
- ・給水設備(ステンレス2層シンク 120cm×60cm、手洗い施設)
- ・排水設備(浄化槽(5人槽))
- ・ベルトパーテーション
- ・電源(1か所(コンセントは 20A/1口×10口 合計 9kw))
- ・散水栓(1か所)
- ・植栽(現在設置のもの)

### (2) コンテナについて

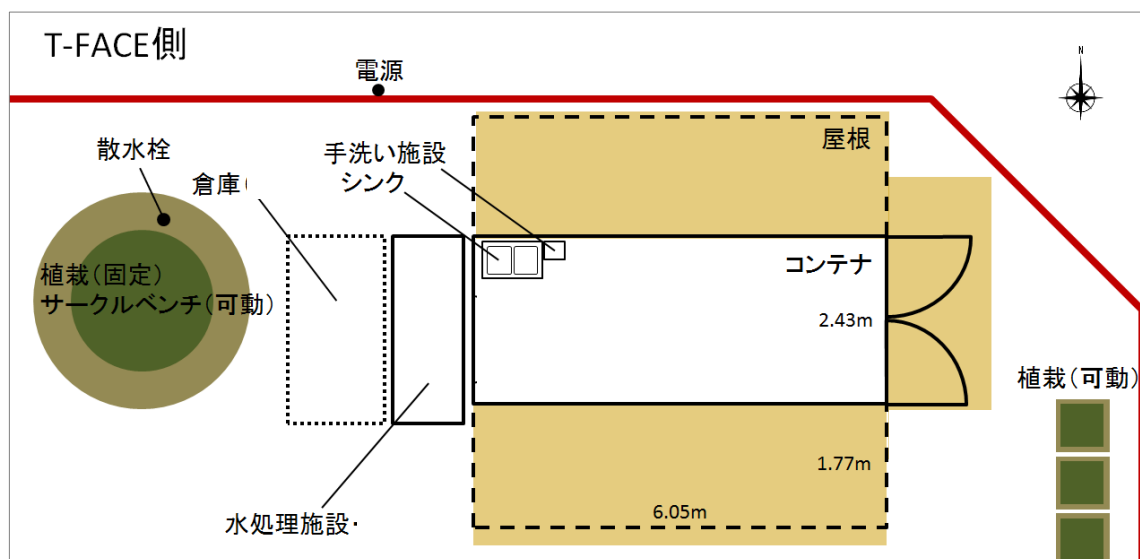
- ・下記の仕様のコンテナを事業期間中、協議会から事業者へ貸与します。
- ・コンテナの現地確認は随時受付ますので、協議会へお問い合わせください。

#### 【仕様】

- ・20フィートコンテナ(1基(約 6.0m×約 2.6m×約 2.4m))
- ・外側防錆塗装、内側断熱剤充填
- ・換気扇
- ・倉庫

※その他必要な内装や設備等は事業者が用意・費用負担してください。

※実施期間終了後は原状回復が必要です。



※コンテナの内装・外装は、一部写真と異なります。詳細は協議会へお問い合わせください。

## 5. ペDESTリアンデッキ広場運用について

### (1) 道路と広場を区切るための設置物について

- ・広場空間の通り抜けを抑制し、道路交通法の対象外にするため、道路空間とペDESTリアンデッキ広場を区切る設置物を設置してください。
- ・既存備品として協議会はベルトパーテーションを所有しています。(右写真)コンテナや植栽などの通り抜けを抑制できるものであれば代替は可能で、植栽などで緩やかに区切ることを推奨します。
- ・原則、営業時間外は事業者利用エリアの開口部を全て閉じてください。休憩・イベントエリアは、営業時間外も開放し、くつろぎ空間として一般の誰でもが利用できるような工夫をしてください。



ベルトパーテーション (広場の既存備品)



### (2) 設置物の設営・撤去について

- ・コンテナの装飾やベンチなどの配置については、全体デザイン調整上、協議会の了解を得た上、設置工事をしてください。
- ・設置物の設置日、撤収日、設置管理方法は、協議会と協議の上、決定してください。
- ・現地への物品搬入・搬出方法は協議会と相談の上、決定してください。
- ・設営の搬出入のための駐車料金は自己負担です。交通ルールの遵守をお願いします。

### (3) 植栽について

- ・植栽を用いて、道路区域と広場区域の境界をゆるやかに区切ることを推奨しています。この場合、既存の植栽を利用することが可能です。
- ・ただし、実施期間中に枯れるなど使用できなくなった場合は、代替の植栽を用意してください。
- ・現在、ペデ広場には、植栽を設置しています。これらの植栽の維持・管理は事業者が実施してください。
- ・事業者で植栽を新たに用意する場合は、協議会と協議の上、既存の植栽の撤去することも可能です。



## 6. 一般受付による広場貸し出しの補助業務について

### (1) 業務内容(予定)

- ・事業期間中、「あそべるとよた DAYS 2018」を通じて一般使用者が広場を使用します。
- ・事業者は、広場貸し出し業務の中で、主に「事前現場立ち会い」「当日現場立ち会い」「記録写真の撮影」を担っていただく予定です。

| 項目             | 実施内容   |
|----------------|--|
| 1 事前<br>現場立ち会い | ・ 一般受使用者と日程調整をし、事前に現場立ち会いを行ってまいります。  |
| 2 当日<br>現場立ち会い | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント当日は、現場立ち会いをお願いします。</li> <li>・ クレーム等が発生しそうな事項に対しては、事前に T C C M にご相談ください。</li> <li>・ 一般使用者の企画実施日が定休日の場合は別途協議します。</li> <li>・ 当日の一般使用者に対する緊急連絡先（第一報）は、事業者の連絡先となります。</li> <li>・ トラブルが発生した場合は、後日、協議会へトラブル内容・対応内容を報告してください。</li> </ul> |
| 3 記録写真の撮影      | ・ 当日現場立ち会い時に、記録写真の撮影（5枚程度）を行い、協議会へ写真の提出を行ってください。   |

### (2) 一般受付における広場使用料と事業者の受取手数料について

- ・一般受付における広場使用料は下記の通りです。
- ・徴収した広場使用料のうち、貸し出し現場対応補助業務の手数料として20%を事業者へお支払いします。支払いは、10月中旬(4月～9月分)と3月中旬(10月～2月分)の2回に分けて支払います。

|                              |             | 時間区分         | 広場使用料<br>100% | 事業者受取<br>手数料<br>20% |                              |             | 時間区分        | 広場使用料<br>100% | 事業者受取<br>手数料<br>20% |
|------------------------------|-------------|--------------|---------------|---------------------|------------------------------|-------------|-------------|---------------|---------------------|
| ※金曜日<br>夜間・終日は休日料金とします<br>平日 | 非<br>営<br>利 | 7:00～14:00   | ¥1,000        | ¥200                | ※金曜日<br>夜間・終日は休日<br>含む<br>休日 | 非<br>営<br>利 | 7:00～14:00  | ¥5,000        | ¥1,000              |
|                              |             | 14:00～18:00  | ¥1,000        | ¥200                |                              |             | 14:00～18:00 | ¥5,000        | ¥1,000              |
|                              |             | 18:00～22:00※ | ¥1,900        | ¥380                |                              |             | 18:00～22:00 | ¥5,000        | ¥1,000              |
|                              |             | 終日           | ¥3,800        | ¥760                |                              |             | 終日          | ¥10,000       | ¥2,000              |
|                              |             | 延長料金 1時間     | ¥500          | ¥100                |                              |             | 延長料金 1時間    | ¥1,400        | ¥280                |
|                              | 営<br>利      | 7:00～14:00   | ¥2,000        | ¥400                |                              | 営<br>利      | 7:00～14:00  | ¥10,000       | ¥2,000              |
|                              |             | 14:00～18:00  | ¥2,000        | ¥400                |                              |             | 14:00～18:00 | ¥10,000       | ¥2,000              |
|                              |             | 18:00～22:00※ | ¥3,800        | ¥760                |                              |             | 18:00～22:00 | ¥10,000       | ¥2,000              |
|                              |             | 終日           | ¥7,600        | ¥1,520              |                              |             | 終日          | ¥20,000       | ¥4,000              |
|                              |             | 延長料金 1時間     | ¥1,000        | ¥200                |                              |             | 延長料金 1時間    | ¥2,800        | ¥560                |

※金曜日の18:00～22:00、終日は休日料金を適用する。

#### <参考>事業者が広場にイベント等を誘致する場合

- ・にぎわいを創出し、収益性を高めるため、イベントや別事業者の飲食物販売等の企画誘致（誘致イベント）も可能です。その場合も、事業者同様に売上げの10%をTCCMが徴収します。

## 7. 公募スケジュール

公募期間【2018年3月20日(火)～3月31日(土)】

応募にかかわる説明【随時、任意】※事前に連絡ください

審査期間【2018年4月1日(日)～4月9日(月)】

応募いただいた事業者と随時、面談します

あそべるとよた推進協議会開催

審査結果通知【2018年4月10日(火)までに通知】

準備期間【2018年4月11日(水)～4月下旬】

実施期間【2018年4月下旬～2019年3月31日(日)】  
※4月中に実施スタートしてください。



## 8. 応募用紙の提出

| 項目        | 内容   |
|-----------|--|
| 1 企画書提出期間 | 2018年3月20日(火)～3月31日(土) <b>※必着</b>  |
| 2 提出物     | <p>WEB サイトより応募用紙をダウンロードし、必要事項を記載の上、下記書類をEメールにてご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募申込書</li> <li>・実施計画書</li> <li>・収支計画書</li> <li>・過去の実績がわかる写真(複数枚)</li> </ul> <p>※販売物・販売時の外観、活動の状況がわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に企画したイベントや実店舗のチラシ・リーフレット等</li> </ul> |
| 3 提出先     | <p>[E-MAIL]※タイトルに「2018年度デッキ広場飲食事業」と書いてお送り下さい。</p> <p><b>E-MAIL info@chukatsu-toyota.com</b></p>  |
| 4 質問・説明   | <p>あそべるとよたプロジェクトの概要や公募内容について個別に説明等に応じます。TCCMにお電話、メールにてあらかじめ面談日時を確定してください。</p>  |
| 5 審査      | <p>随時面談します。事業者から応募用紙の内容を中心に説明をお願いします。</p> <p>○日時 <b>2018年4月1日(日)～4月9日(月)</b></p>   |
| 6 結果通知    | <p><b>2018年4月10日(火)までに通知します。</b></p> <p>※選考結果は、すべての応募者にEメールでお知らせします。その後、TCCM、あそべるとよたプロジェクトのサイトに掲載します。審査内容及び結果に関する問い合わせや異議については応じることができません。</p>   |